

通訳案内士法に基づく登録研修機関について

令和7年3月

1. 通訳案内士制度について
2. 研修基準等について
3. 申請方法等について

1. 通訳案内士制度について

通訳案内士制度について

通訳案内士法(昭和24年法律第210号)は、報酬を得て通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うこと)を業とする者を対象として、全国単位で活動する全国通訳案内士と、都道府県又は市町村の単位で活動する地域通訳案内士を規定。

1. 通訳案内士制度

(1) 全国通訳案内士

- 全国通訳案内士になるには、全国通訳案内士試験(国家試験)に合格し、居住する都道府県の登録を受けなければならない。
- 全国通訳案内士に求められる能力は、日本全国の歴史・地理・文化等の観光に関する質の高い知識や、高度な外国語能力、ホスピタリティ能力等の訪日外国人旅行者への対応能力である。
- 登録者数 : 27,312名(令和6年4月現在)(実人員 延べ人数は27,590名)
 - 主として通訳案内を業として生計を立てていると見込まれる登録者数は、3,000~4,000名程度(複数の通訳案内士団体からの聴取による)
- 全国通訳案内士試験:「一次試験(筆記)」及び「二次試験(口述)」にて審査。
 - 一次試験: 筆記試験により、外国語及び地理・歴史等の知識を審査
 - 二次試験: 口述試験により、外国語能力、ホスピタリティ能力を審査



(2) 地域通訳案内士

- 地域通訳案内士は、特定の地域において、その固有の歴史・地理・文化等の現地情報に精通した者であり、各自治体が行う研修受講を通じて「地域通訳案内士」として登録を受けた者である。

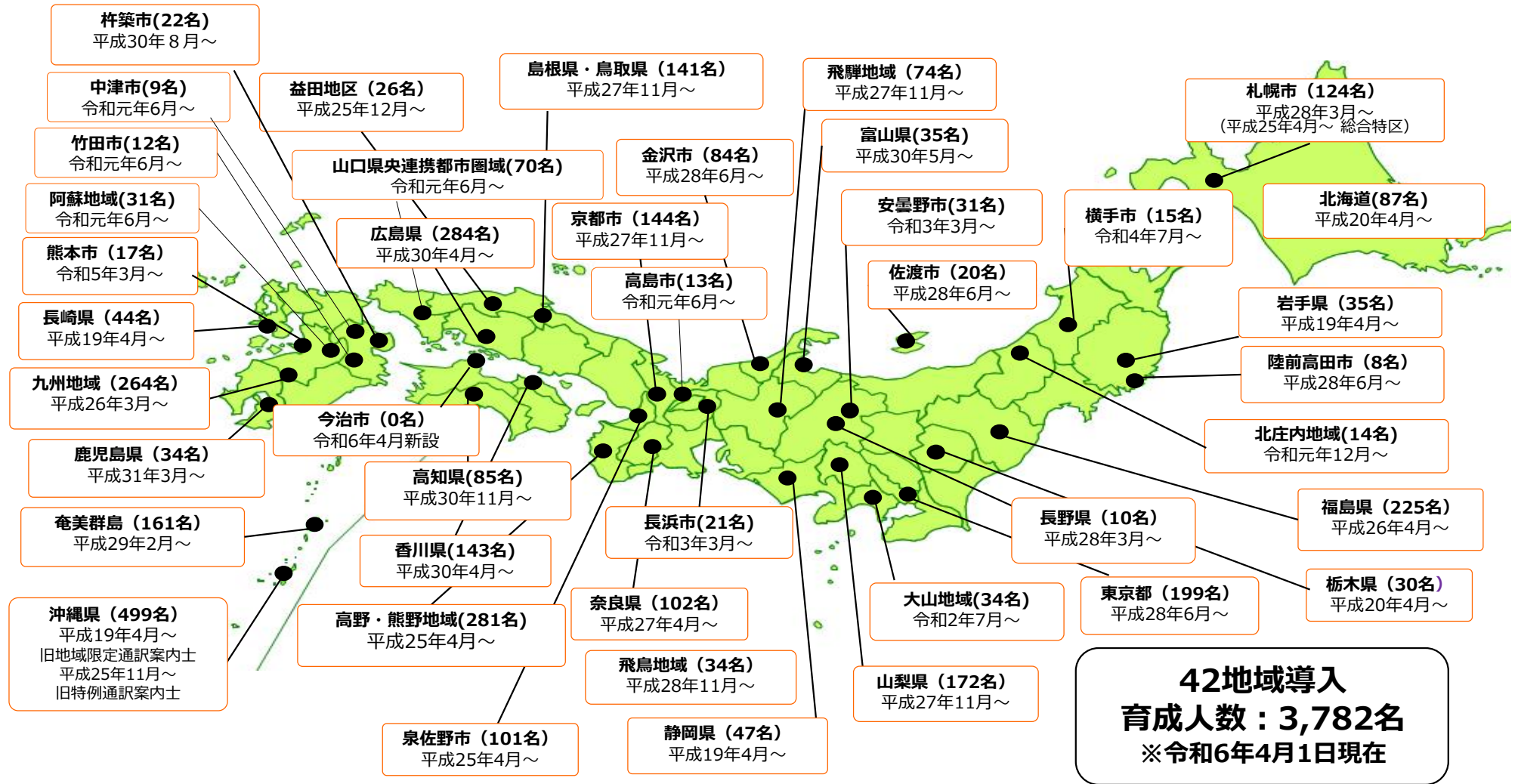
(3) 名称独占

- 通訳案内士以外の者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2. 登録研修機関研修の受講

- 全国通訳案内士には、旅程管理や災害時の対応など実務で求められる知識について登録研修機関が行う「通訳案内研修(登録研修機関研修)」を5年ごとに受講することを義務づけ。(平成30年1月より適用)
- 登録研修機関: 10団体(令和6年4月現在)

地域通訳案内士の導入状況(全国一覽)



2. 研修基準等について

通訳案内研修について①

通訳案内士に求められる要素について

- 全国通訳案内士には、旅行者の関心事項に対応した幅広い「知識」と顧客満足度を高める「能力(スキル)」の両面が必要とされる。
- 改正通訳案内士法(H30.1.4施行)において、通訳案内士に求められる知識(業務遂行にあたり必要な知識、語学力等)、通訳案内士としてのスキル(コミュニケーション能力、対応能力、責任・配慮等)及び訪日外国人旅行者の観光ニーズへの対応(外国人が好むコンテンツ、魅力のある観光資源に関する知識等)に加え、「実務」に係る知識を筆記試験項目に追加するとともに通訳案内研修として受講を義務付けることとした。

通訳案内士に求められる要素

① 通訳案内士に求められる知識

② 実務において求められる知識(追加)

- ✓ 交通・食事・宿泊先の対応など、フルアテンドの**旅程管理に関する基礎的な知識**
- ✓ 体調不良や災害発生時など、**緊急対応時に関する知識**
- ✓ 通訳案内士法の内容や貸切バスの安全基準など、**旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識**



全国通訳案内士
試験
筆記試験項目

5年に1回の
研修の範囲
(通訳案内研修)

③ 通訳案内士としてのスキル(ヒューマンスキル)

④ 訪日外国人旅行者の観光ニーズへの対応

全国通訳案内士
試験
口述試験項目

通訳案内研修について②

通訳案内研修の実施について

- 全国通訳案内士の質の維持・向上を図る観点から、全国通訳案内士には5年に1度の法定研修の受講を義務づけている。
- 研修は、観光庁長官の登録を受けた登録研修機関（通訳案内士団体等）が実施している。研修科目は、「旅程管理等」や「危機管理」に関する科目が法定科目となっている。

○通訳案内士法施行規則第二十八条第三号、第四号及び第六号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準（平成30年観光庁告示第1号）（抄）

1 通訳案内研修の内容の基準

通訳案内士法施行規則（以下「規則」という。）第二十八条第三号の告示で定める通訳案内研修の内容に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内研修は、別表上欄各号に掲げる事項について行うものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間で行うものであること。

別表

事 項	時 間
1 旅程の管理等に関する基礎的な科目 一 旅行業に関する基本的な事項 二 旅程管理の実務に関する事項 三 通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項 四 その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	おおむね一時間以上
2 災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目 一 災害等の発生時における行動に関する事項 二 救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項 三 その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	おおむね一時間以上

備考

通訳案内研修については、別表上欄に掲げる事項のほか、全国通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図るための研修を、登録研修機関の判断により、独自に実施することができる。

現在登録されている登録研修機関（10者）

- 一般社団法人九州通訳・翻訳者・ガイド協会
- 協同組合 全日本通訳案内士連盟
- 特定非営利活動法人通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会
- 一般社団法人 ひろしま通訳・ガイド協会
- 特定非営利活動法人日本文化体験交流塾
- 株式会社トラベリエンス
- ジェイエコツアー株式会社
- 一般社団法人 日本観光通訳協会
- 株式会社羅針盤
- 一般社団法人関西通訳・ガイド協会

研修の実施基準について①

通訳案内士法

(研修業務の実施に係る義務)

第三十九条 登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

研修実施基準

受講者:通訳案内を行うことを業とする者

研修回数:年1回以上

研修内容:

- ① 研修方法・内容が、観光庁長官が告示で定める基準に適合したものであること。
- ② 観光庁長官の告示で定める教材を使用するものであること。
- ③ 講師は、研修内容に関する受講者からの質問に対して、研修中に適切に応答すること。
- ④ 研修受講後に修了試験を行い、合格した者に対して、修了証明書を交付するものであること。
- ⑤ 研修を実施する日時、場所等の必要な事項や当該研修が通訳案内研修である旨を公示すること。
※登録研修機関の関係者など、限定された者のみが知り得る方法によらないこと。

研修の講師

科目	講師
1. この法律 その他関係 法令に関す る科目	① 大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授又は准教授等 ② ①と同等以上の知識及び経験を有する者
2. 実務に関 する科目	① 全国通訳案内士試験に合格した者であって、その業務に5年以上従事した経験を有する者 ② ①と同等以上の知識及び経験を有する者

研修の実施基準について②

- 研修方法・内容等について以下の通り定めている。

研修方法について

- ・あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。
- ・通訳案内研修に係る料金について、研修に係る実費を勘案して算定したものであること。
- ・特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。
- ・不正な受講を防止するための措置を講じること。

研修教材について

- ・通訳案内業務を行う者として必要な知識・能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。
- ・研修事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。
- ・その他適当と認められる内容のものであること。

修了試験について

※会場を設けて実施の場合

- ・修了試験は、全国通訳案内士に対して行うものであること。
- ・研修事項について、受講者の知識・能力の習得が確認できるものであること。
- ・修了試験の問題の作成、実施・合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。
※不正な行為を防止するため、同一内容の修了試験を連続して繰り返し使用しないこと。また、外部に漏洩することがないように管理を徹底すること。さらに、随時、修了試験の内容の見直しを行うこと。
- ・修了証明書の様式が観光庁が定めたものであること。
※修了証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により研修修了したことが判明したときは、当該者に係る研修修了の取消し、修了証明書の返納を命ずること(観光庁にも要報告)。

通訳案内研修の修了証明書

通訳案内研修修了証明書

修了番号

修了年月日

氏名

生年月日

通訳案内士法第三十条第一項の規定による通訳案内研修の課程を修了したことを証する。

年 月 日

登録研修機関名

代表者名

印

(日本工業規格 A 列 4 番)

3. 申請方法等について

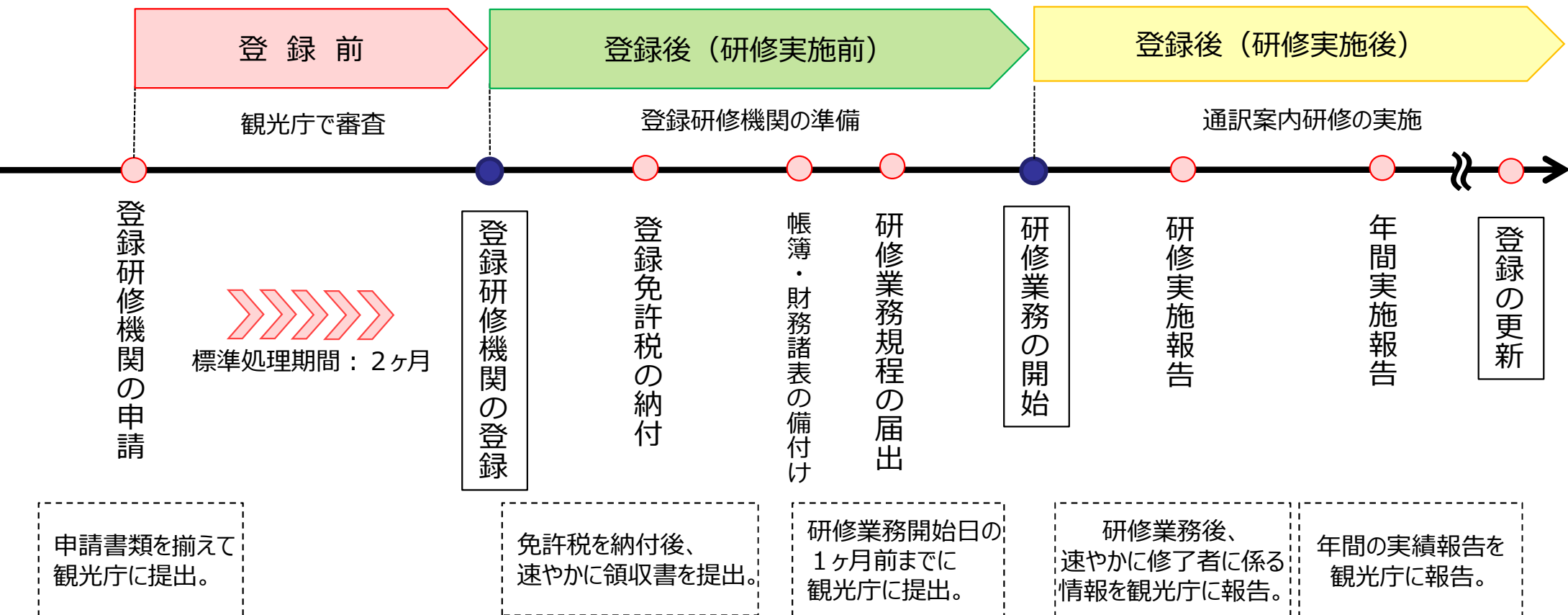
登録研修機関の登録について

通説案内士法

(登録研修機関の登録)

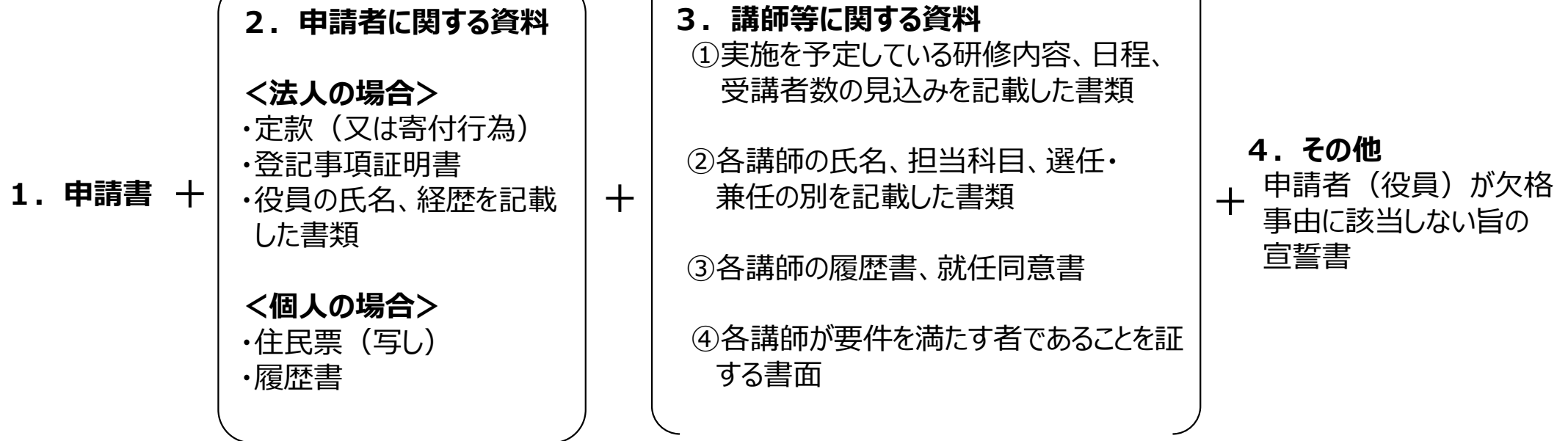
第三十五条 第三十条第一項の登録は、通説案内研修の実施に関する業務(以下「研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

申請から研修実施までのスケジュール



申請書類について

申請書類



通訳案内士法

（登録の更新）

第三十八条 第三十条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

→登録研修機関は、3年毎に登録の更新を受ける必要がある。

研修業務規程の作成

通訳案内士法

(研修業務規程)

第四十一条 登録研修機関は、研修業務に関する規程(次項において「研修業務規程」という。)を定め、研修業務の開始前に観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、通訳案内研修の実施方法、通訳案内研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

研修業務規程の記載事項

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ①研修業務を行う時間・休日に関する事項 | ⑧登録研修教材に関する事項 |
| ②研修業務を行う事務所 | ⑨修了試験の実施方法 |
| ③通訳案内研修の日程・公示方法に関する事項 | ⑩修了証明書の交付・再交付に関する事項 |
| ④通訳案内研修の受講申請に関する事項 | ⑪研修業務に関する秘密保持に関する事項 |
| ⑤通訳案内研修の実施方法に関する事項 | ⑫研修業務に関する帳簿、書類の監理に関する事項 |
| ⑥通訳案内研修に関する料金・収納方法に関する事項 | ⑬不正な受講者の処分に関する事項 |
| ⑦通訳案内研修の内容・時間に関する事項 | ⑭その他研修業務に関して必要な事項 |

必要書類の備付け(財務諸表等の備付け)

通訳案内士法

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十三条 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 通訳案内研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

※第四十三条第2項第二号・四号の請求に必要な費用について、あらかじめ実費を勘案した金額を定めておくこと。

必要書類の備付け(帳簿の備付け)

通訳案内士法

(帳簿の記載)

第四十七条 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

通訳案内士法施行規則

(帳簿の記載事項)

第三十四条 法第四十七条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内研修の料金の収納に関する事項
- 二 通訳案内研修の受講申請の受理に関する事項
- 三 通訳案内研修の証明書の交付及び再交付に関する事項

※修了証明書を交付した者の氏名、住所、登録番号、生年月日、研修修了年月日、修了番号、修了証明書の交付年月日(再交付年月日)

- 四 その他通訳案内研修の実施状況に関する事項

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録研修機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録研修機関は、法第四十七条の帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録研修機関は、通訳案内研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を通訳案内研修を実施した日から三年間保存しなければならない。

報告事項について

研修実施報告

登録研修機関は、研修実施後、速やかに以下の事項を記載した報告書(受講者リスト)を提出すること。

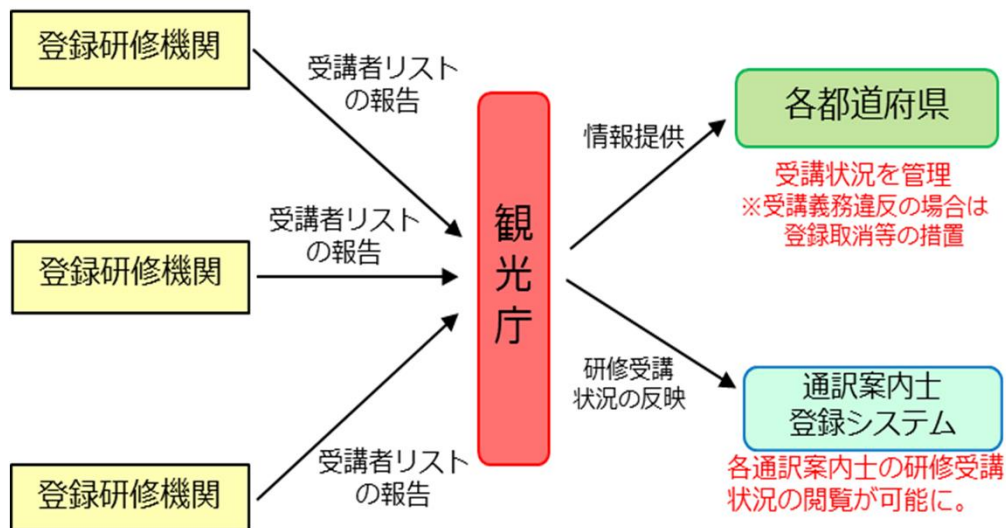
＜報告事項＞ ※報告様式は別途指定

- ・通訳案内研修の実施年月日
- ・修了証明書交付者の氏名、生年月日、登録番号及び住所



観光庁において、全国通訳案内士の受講状況を各都道府県に提供するとともに、「通訳案内士登録検索システム」においても、受講状況を反映。

＜報告業務のイメージ＞



年間実績報告

登録研修機関は、各年度終了後30日以内に、以下の事項を記載した報告書を提出すること。

＜報告事項＞

- ・通訳案内研修の実施場所
- ・通訳案内研修の実施回数
- ・通訳案内研修の受講申込者数
- ・通訳案内研修の受講者数
- ・通訳案内研修の終了者数